

# 税理士が知っていれば 鬼に金棒なFPの知恵

## 第6回 知的障害者のサポート

福祉施設支援員・ファイナンシャルプランナー  
鹿野 佐代子

顧問先に障害のある人がいるとは限りませんが、後述するように人口の6%もいる「障害者」について、少しでもその制度や行政の仕組みを知っていれば、本欄タイトルのように「金棒」の一部になると思います。

### 国際的な「障害」のとらえ方

「完全参加と平等」をスローガンにした1981年の「国際障害者年」以降、障害者の自主性を尊重し、社会参加への拡充に向けた取り組みがわが国でも進められてきました。それは、「障害者」を特別な存在かのような理解ではなく、「ごく普通の社会生活を営むうえでハンディキャップのある人」というように考えられ、「障害」とは、「ある個人とその環境との関係としてとらえることが、より建設的な見方であろう」と示されるようになりました(国連国際障害者年長期行動計画より)。

障害者やその家族にかかわるときは、障害のとらえ方を理解し、ともに歩むという姿勢をもって接することが大切だといえます。

### 障害者手帳で利用できるサービス

障害者基本法による障害者とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者を含む)とあります。障害に応じて身体障害者手帳、療育手

帳、精神障害者保健福祉手帳を取得することができます。表1に示した減免・割引など福祉サービスや税の優遇などを受けることができます。それ以外にも、特別児童扶養手当や障害基礎年金などの所得保障や障害者自立支援法による自立支援システムなどさまざまなサービスを受けることができます。また、障害者雇用促進法では、一般企業は法令に定められた率(障害者雇用率)以上の障害者を雇用する義務があります。手帳の交付を受けている障害者を、一定の労働条件を満たした雇用の場合、障害者雇用率(1.8%)の対象となります(平成25年4月1日から現行の1.8%から2.0%に引き上げられる予定です)。

### 障害者の現状と課題

平成23年版障害者白書では、全国の障害者数は約744万3千人で、その内訳は表2となっています。統計数値上でみると、およそ国民の6%(約17人にひとりの割合)が何らかの障害を有していることとなります。

【表2】障害者数(推計)(単位:万人)

| 区 分   | 総 数   | 在 宅 者 | 施設入所者 |
|-------|-------|-------|-------|
| 身体障害者 | 366.3 | 357.6 | 8.7   |
| 知的障害者 | 54.7  | 41.9  | 12.8  |
| 精神障害者 | 323.3 | 290   | 33.3  |

(資料:平成23年版障害者白書)

このように、人口の6%の人に何らかの障害があると考えると、障害は特別なものではなく身近な問題として考えることができます。しかし、いまだ社会のなかには「障害」に対する特別意識やマイナスなイメージが残っており、さまざまな障害者福祉サービスがある一方で、「障害」を明らかにすることができず、手帳を所持しない人も多くいると推測されています。

### 事例からみた課題

就労の側面からみると、障害のある方が就職活動される時、ハローワーク(公共職業安定所)に行くことは欠かせません。障害者手帳がある方の場合、障害者専用の窓口(専門援助部門)で登録することによって職業相談を受けることができます。しかし、障害のあるご自身に「障害」に対してマイナスイメージがある場合、障害のあること(手帳のあること)を明らかにせず就職されることがあります。このような場合、ご自身は障害者の雇用を促進するための支援を受けることはできず、事業主も障害者雇用率にカウントすることができません。

また、別のケースでは会社の人に知られたくないと言う理由で、家族に障害者がいることを報告していない方もいらっしゃいます。年末調整の際、「扶養控除等(異動)申告書」の障害者の欄を記入しなければ「障害者控除」を受けることができず税金を払いすぎることとなります。障害を明らかにしないことで、本来受けることができるサービスや控除を放棄せざるを得なくなってしまうのです。

【表1】障害者手帳で利用できる減免・割引

|              |  |
|--------------|--|
| 自動車関係        | 自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免自動車改造費用の助成、駐車禁止除外指定車標章の発行                    |
| 税金・公共料金などの減免 | 所得税・住民税などの障害者控除相続税の軽減、贈与税の非課税NHK放送受信料の減免、携帯電話利用料の割引              |
| 預貯金の利子非課税    | 預貯金等の利子非課税制度、福祉定期預金、信託の収益金や国債、公募地方債の利子                           |
| 交通料金の割引      | 国内航空運賃、フェリー運賃、タクシー料金の割引、JR、バス、電車の割引、有料道路の割引、福祉予約バス公営駐車場・駐輪場利用の割引 |
| その他の割引       | 映画館の割引、体育館、公共施設の無料入園   |